

草津市公報

発行日 令和4年11月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 19 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 条 例

草津市議会議員および草津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
 (総務課) 2

草津市通学区審議会設置条例の一部を改正する条例(学校教育課) 2

草津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例(交通政策課) 2

◎ 告 示

公示送達について(介護保険課) 3

草津市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める
 要綱および草津市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの事業の人員、設備および運営に関する
 基準を定める要綱の一部を改正する要綱(介護保険課) 3

保護樹木の指定解除案について(環境政策課) 4

生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について(生活支援課) 5

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
 法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について(生活支援課) 5

草津市自主防災組織設置要綱の一部を改正する要綱(危機管理課) 5

令和4年度草津市一般会計補正予算等の要領について(総務課) 6

公示送達について(税務課) 6

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 7

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 8

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 8

草津市小学校給食調理・洗浄等業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について(学校給食センター) ... 9

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 10

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 10

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 11

草津市有財産売却処分一般競争入札(総務課) 11

草津市有財産売却処分一般競争入札(総務課) 15

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 18

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について(教育総務課) 19

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について.....	19
土地改良事業の施行区域内の農用地に係る土地改良事業参加資格の交替について.....	19

条 例

草津市議会議員および草津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月14日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第23号

草津市議会議員および草津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

草津市議会議員および草津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年草津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

付 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の草津市議会議員および草津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用する。

（令和4年10月14日揭示済み）

草津市通学区審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月14日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第24号

草津市通学区審議会設置条例の一部を改正する条例

草津市通学区審議会設置条例（昭和47年草津市条

例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「草津市PTA連絡協議会」を「関係する学校のPTA等」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年10月14日揭示済み）

草津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月14日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第25号

草津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

草津市立自転車駐車場条例（昭和56年草津市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1草津市立草津駅西口自転車駐車場の項を削り、同表に次のように加える。

草津市立草津駅西口第5自転車駐車場	草津市西大路町9番6号	自転車
-------------------	-------------	-----

別表第2草津市立草津駅西口自転車駐車場の部を削り、同表に次のように加える。

草津市立草津駅西口第5自転車駐車場	屋外	自転車	2,100円	5,700円	110円	—
-------------------	----	-----	--------	--------	------	---

別表第2備考中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
- 改正後の草津市立自転車駐車場条例の草津市立草津駅西口第5自転車駐車場の使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（令和4年10月14日揭示済み）

告示

草津市告示第275号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年10月3日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和4年度 第3期介護保険料督促状

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年10月9日に送達があったものとみなす。

令和4年度第3期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号レドンダカサ玉川
2	山城 エツ子	草津市西浜川一丁目18番1号

（令和4年10月3日揭示済み）

草津市告示第276号

草津市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱および草津市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年10月4日

草津市長 橋川 渉

草津市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業の人員、設備および運営に関する

する基準を定める要綱および草津市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱の一部を改正する要綱

（草津市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱の一部改正）

第1条 草津市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱（平成29年草津市告示第55号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000加算
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算

」を

介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000加算
---------------	-----------------

」に、

*新型コロナウイルスへの対応	所定単位数の1/1000加算
----------------	----------------

」を

介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の11/1000加算
------------------	-----------------

」に

改め、「*新型コロナウイルスへの対応は令和3年9月までの上乗せ加算」を削る。

(草津市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱の一部改正)

第2条 草津市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱(平成29年草津市告示第56号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の90%加算

介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の80%加算
---------------	---------------------

」を

介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算
---------------	-----------------

」に、

*新型コロナウイルスへの対応	所定単位数の1/1000加算
----------------	----------------

」を

介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000加算
------------------	-----------------

」に

改め、「*新型コロナウイルスへの対応は令和3年9月までの上乗せ加算」を削る。

付 則

この要綱は、令和4年10月4日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

(令和4年10月4日揭示済み)

草津市告示第277号

保護樹木の指定解除案について

次の樹木について、草津市の良好な環境保全条例(昭和53年草津市条例第26号)第18条第1項に規定する保護樹木の指定を解除しようとするので、同条第2項の規定により、第12条第8項の規定により準ずる同条第3項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和4年10月6日

草津市長 橋川 渉

- 1 (1) 保護樹木の名称 旧東海道筋のエノキ

- (2) 保護樹木の所在地
 - ア 土地の表示 草津市野路五丁目2番23号
 - イ 位置図 別紙1のとおり
- (3) 指定解除案を縦覧に供する場所および縦覧期間
 - ア 場所 草津市環境経済部環境政策課
玉川まちづくりセンター
 - イ 期間 令和4年10月6日から令和4年10月19日まで

2 (1) 保護樹木の名称 志那神社参道のクロマツ (6本のうち1本)

- (2) 保護樹木の所在地
 - ア 土地の表示 草津市志那町727番地
 - イ 位置図 別紙2のとおり
- (3) 指定解除案を縦覧に供する場所および縦覧期間
 - ア 場所 草津市環境経済部環境政策課
常盤まちづくりセンター
 - イ 期間 令和4年10月6日から令和4年10月19日まで

3 その他の事項

当該樹木に係る住民および土地所有者等は縦覧期間満了日までに縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

(令和4年10月6日揭示済み)

草津市告示第278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年10月12日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
ウエルシア薬局 滋賀草津町店	草津市草津町1899	令和4年 12月1日

(令和4年10月12日揭示済み)

草津市告示第279号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年10月12日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
ウエルシア薬局 滋賀草津町店	草津市草津町1899	令和4年 12月1日

(令和4年10月12日揭示済み)

草津市告示第280号

草津市自主防災組織設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年10月14日

草津市長 橋川 渉

草津市自主防災組織設置要綱の一部を改正する要綱

草津市自主防災組織設置要綱（昭和61年草津市告示第67号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「町内会等」の右に「またはマンション管理組合」を加え、「次の」を「次の各号の区分に応じて当該」に改め、各号を次のように改める。

- (1) 設置者が町内会等の場合 自主防災組織会則、自主防災組織組織図および自主防災組織組織台帳
- (2) 設置者がマンション管理組合の場合 自主防災組織会則、自主防災組織組織図、自主防災組織組織台帳およびマンション管理組規約

別記様式第1号中「様式第1号（第2条関係）」を「別記

様式第1号（第2条関係）」に改め、「平成」およ

び「当町内会では、」を削り、「町内会」の右に「またはマンション管理組合」を加え、

- 「 1 自主防災組織会則 別添
- 2 自主防災組織組織図 別添
- 3 自主防災組織組織台帳 別添 」を

- 「 町内会
 - ア 自主防災組織会則 別添
 - イ 自主防災組織組織図 別添
 - ウ 自主防災組織組織台帳 別添

- マンション管理組合
 - ア 自主防災組織会則 別添
 - イ 自主防災組織組織図 別添
 - ウ 自主防災組織組織台帳 別添
 - エ マンション管理組合規約 別添

※該当する組織にチェックを記入してください。

」に、

自主防災組織台帳

町内会名	
名称	
結成年月日	年 月 日
隊員総数	

」を

」に

自主防災組織組織台帳

町内会またはマンション管理組合名	
名称	
結成年月日	年 月 日
隊員総数	

」に

改める。

別記様式第2号中「平成」、「印」および「当町内会の」を削り、「町内会名」を「町内会またはマンション管理組合」に、「会長名」を「会長」に改める。

別記様式第3号中「平成」を削り、「町内会」の右に「またはマンション管理組合」を加える。

付 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(令和4年10月14日揭示済み)

草津市告示第281号

令和4年9月2日開会の草津市議会定例会において議決を経た令和4年度草津市一般会計補正予算等の要領は、次のとおりである。

令和4年10月14日

草津市長 橋 川 渉

1 予算題目一覧

- 令和4年度草津市一般会計補正予算（第5号）
- 令和4年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 令和4年度草津市財産区特別会計補正予算（第1号）
- 令和4年度草津市学校給食センター特別会計補正予算（第1号）
- 令和4年度草津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 令和4年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

2 決算題目一覧

- 令和3年度草津市一般会計歳入歳出決算
- 令和3年度草津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 令和3年度草津市財産区特別会計歳入歳出決算
- 令和3年度草津市学校給食センター特別会計歳入歳出決算
- 令和3年度草津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 令和3年度草津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 令和3年度草津市水道事業会計決算
- 令和3年度草津市下水道事業会計決算

3 要領 略

(令和4年10月14日揭示済み)

草津市告示第282号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226

号)第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年10月14日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年10月21日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税更正・決定通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	中澤 宏紀	福岡県福岡市博多区	令和4年度	令和4年度
2	松下 美優	滋賀県大津市大將軍一丁目17番14号 レオパレスTMS105号	令和4年度	令和4年度
3	鳥帽子 真	奈良県宇陀市榛原萩原2060番地の1(807号) 榛原プリンスハイツ	令和4年度	令和4年度
4	平野 誠士	滋賀県草津市橋岡町3番地14	令和4年度	令和4年度
5	齊藤 武史	滋賀県守山市廻廊堂町262番地12	令和4年度	令和4年度
6	森崎 彰	滋賀県草津市平井一丁目14番1-402号ジョイフル草津	令和4年度	令和4年度
7	中林 三幸	滋賀県草津市矢橋町105番地1-506カーサ・ソラツオ	令和4年度	令和4年度
8	WANG XIANGHENG 王 相衡	中国	令和4年度	令和4年度
9	KWON HYEOKMIN	韓国	令和4年度	令和4年度

(令和4年10月14日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年10月3日

草津市長 橋川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市北大萱町556番地の2 エールコーポレーション株式会社 代表取締役 平田 昌宏	草津市上笠四丁目字西野806 番 外7筆	2,102.21㎡	R4.10.3	1621

(令和4年10月3日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年10月3日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
守山市梅田町15番9号 橋本不動産株式会社 代表取締役 橋本 達雄	草津市西草津一丁目字粳干場 1271番2の一部 外18筆	2,727.52㎡	R4.10.3	1622

(令和4年10月3日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年10月3日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
栗東市下鈎873番地（101号） グレイスコート 大西 孝博、大西 悠	草津市北山田町字高砂2456番 1	264.46㎡	R4.10.3	1623

(令和4年10月3日揭示済み)

公 告

草津市小学校給食調理・洗浄等業務委託に関する公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和4年10月7日

草津市長 橋 川 涉

記

1 実施概要

(1) 委託業務名

草津市小学校給食調理・洗浄等業務

(2) 履行場所

滋賀県草津市北山田町350番地 草津市学校給食センターおよび草津市立小学校（14校）

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年7月31日まで

(4) 履行期間

令和5年4月1日から令和9年7月31日まで

2 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

③ 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第3者の不正

の利益を図る目的または第3者に損害を加える目的をもって暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）に基づく指名停止または草津市物品等の指名停止等に関する基準（平成10年4月1日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

⑤ 草津市学校給食調理・洗浄等業務委託に係る競争入札等参加者の資格等に関する要綱（平成15年草津市告示第178号）第10条第1項に基づく参加停止の措置期間中でないこと。

⑥ 草津市税等を滞納していないこと（法人の場合は、監査役を除く役員の市税等を含む。）。

⑦ 草津市学校給食調理・洗浄等業務委託に係る競争入札等参加者の資格等に関する要綱に基づき登録されている者であること。

⑧ 仕様書に記載されている業務経験、資格等を有し、学校給食調理業務に精通した者を本業務に従事させることができること。

(2) プロポーザル参加者は、候補者決定までの間に、第1項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

3 実施要領等の配布場所

市ホームページからのダウンロードによる配布。
<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>

4 問合せ先

草津市教育委員会学校給食センター
担当：宇野 正章
〒525-0061 草津市北山田町350番地
電話番号：077-563-4380
ファックス：077-567-1056
メールアドレス：school-lunch@city.kusatsu.lg.jp

（令和4年10月7日掲示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和4年10月12日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
守山市横江町222番地 5 県教職員住宅G-1 松岡 尚哉	草津市長束町字三反長255番 1	326.36㎡	R4.10.12	1624

(令和4年10月12日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和4年10月13日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市草津町1561番地13-201 アポロン コート 海馬澤 穂乃蘭	草津市岡本町字南平436番 1	179.64㎡	R4.10.13	1625

(令和4年10月13日揭示済み)